ヒルフェ通信(11月号)��そっと寄り添いやさしくサポート☆

「公益社団法人成年後見支援センター ヒルフェ」は高齢者、精神障がい者、知的 障がい者等の権利の擁護及び福祉の 増進に寄与することを目的として、東京都 行政書士会が設立した法人です。

◆地区連絡協議会が開催されました

9月24日(火)午後2時から令和6年度地区連絡協議会が開催されました。本会議は、平成25年に地区リーダー会議としてはじまって以来、年に一度、33地区の地区リーダーが一堂に会する場として行われています。

宮本重則本会会長、山﨑節子理事長より開会のご挨拶から始まり、第1部では、ヒルフェの対外的な活動、地区活動の趣旨について釘田一富副理事長から、地区ブロック担当理事である大津敏久理事から地区活動費請求についての具体例解説後、財務部・総務部・研修部・広報部・後見事業部・法人後見事業部それぞれの担当理事より各部からの説明・ご案内がありました。そして、第1部の締めくくりとして地区活動の活性化を図るための助成金制度について、齊藤志郎理事からの説明がなされました。

休憩をはさみ、第2部ではまず、地区ブロック活動統括の髙橋進常任理事より地区・ブロック担当の活動支援に向けてと題し、第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づく国の動向・他専門職団体それぞれの現状と課題をどう捉えられているか・権利擁護支援の地域連携ネットワークが構築されつつある中、我々はどのように取り組んでいくべきかについての解説や本年1月に施行された認知症基本法やあわせて成年後見事件概況などのお話がありました後、今後の地区活動支援に関連する諸案件の提案や案件受任未経験会員の同行活動の実施などにつきましても熱く語られました。その後は、全地区リーダーがそれぞれ地区活動の現状についての報告・今後の活動計画や展望などを発表いただく情報交換に移り、地区毎にそれぞれの特有な課題はある中でも各地区が創意工夫をされながら活動を続けながら、方法は異なれども進むべき道は同じであるとの認識で活動をされていられることが強く感じ取ることができた貴重な時間となりました。全地区からの報告終了後、東村次郎専務理事から総括、雨谷幹彦副理事長の閉会の言葉で終了となりました。

地区活動は、ヒルフェの活動の大きな柱であり、地域特性によっては活動が困難な状況にある地区もありますが、各地区の不断な努力で、首長申し立てを受任したり、社協から相談やセミナーの依頼を受けたりといった報告も年を追うごとに少しずつではありますが、着実に増えていることが感じ取ることができました会議となりました。(地区ブロック活動担当理事 古林孝一)

◆東京家庭裁判所本庁訪問報告

9月26日(木)に、山﨑理事長、雨谷副理事長、齊藤常任理事とともに東京家庭裁判所本庁後見センターを訪問してまいりました。主任書記官を含む3名の方に対応していただきました。例年のように後見人等候補者名簿を提出し、ヒルフェの事業概要・受任状況を説明いたしました。特に公証人会との意見交換について詳しくお伝えいたしました。

その後質疑応答が行われ、活発なやりとりがなされました。書記官からは「更新研修を受けないとどうなるのか」「行政書士がヒルフェに入会したときに他の業務はできるのか」「電話での相談対応は誰が行っているのか」「金融機関との提携の意味はどういうものか」「行政との関係はどうか」といったご質問があり、家裁のヒルフェへの関心のありかが示されていたように思われます。いずれについても丁寧にお答えいたしました。特に行政との関係について、多くの地域でネットワーク会議に会員が何らかの形で参加していること、区市町村申立ての候補に挙げてもらえるケースが増えていることを申し上げました。(専務理事 東村次郎)

◆東京家庭裁判所立川支部訪問報告

10月1日(火)に山﨑理事長、釘田副理事長、西村副理事長、佐々木理事の4名で東京家庭裁判所立川支部を訪問いたしました。次席書記官を含む3名の方に対応いただきました。本年も後見人等候補者名簿を提出し、ヒルフェの活動内容、会員の受任状況と説明を行いました。特に、島しょ部や多摩地域での活動について話をいたしました。また、ヒルフェの法人後見について説明しました。法人後見については、個人会員での対応が困難な案件を受任しているための苦労等について質疑が行われました。

家庭裁判所からは、令和7年4月以降報告書の書式が変更になるとの説明がありました。「後見ポータルサイト」→「手続案内及び各種書式」に新様式がすでに出ているとのことです。(副理事長 西村公一)